

## 解説

## イギリスの未婚の母と福祉

評論家 日下部 薩代子

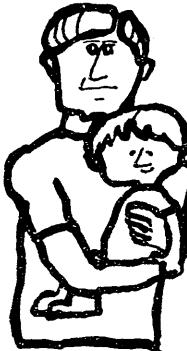
## I

今日、イギリスでは生まれてくる子どもの6人のうち1人は婚姻外の妊娠によるものであり、12人に1人は婚姻外出生であると言われている。この半世紀の間で婚姻外出生率の最も高かったのは第2次世界大戦の終わった1945年で、その年に生まれた子ども 679,937人のうち63,420人すなわち 9.3% が非嫡出子であった。その後しばらくは4~5%台と下降をたどっているが、再び1959年あたりから上昇を始めて、1966年には7.9%に達している。

イギリスで人工妊娠中絶法が実施されたのは1968年のことであるが、その年の婚姻外出生率は 8.5%，翌69年には 8.4% であり、一

方、中絶法による人工流産は1968年に2万4千件、69年には5万5千件と約2倍に増加している。しかし、中絶法の成立によって婚姻外出生がどの程度の影響を受けるかは今後の経過を待つ外はない。また離婚法の改正とともにあって約18万人の非嫡出が新たに認知されることになり、認知の件数は年間1万9千件にのぼるであろうと推計されている。

ところで、婚姻外に生まれた子どものすべてが、いわゆる「未婚の母」によって育てられるというわけではない。ちなみに1967年の場合を例にとれば、婚姻外出生の子どもは69,928人であったが、そのうち3,167人は養護施設に引き取られ、養子は18,313人、結局母親の許には全体の3分の2にあたる子どもが残ったことになる。



その場合においても母と子だけの母子世帯というわけでもない。1965年に行なわれた調査によると、Newcastleでは未婚の母の40%は同棲しており、また Birmingham では婚姻外出生の子ども 65人のうち30人は実の父母あるいは母親と継父との家庭生活を送っている。婚姻届を出してはいないが子どもをもつている男——つまり未婚の父の階級別調査では、278人中、不熟練工の70%，熟練工の40%，事務系職員の35%は内縁の妻と一緒に住んでいることがわかっている。

未婚の母の結婚については、Bedford College の社会学科の調査によると、約40%は子どもが4歳になるまでに正式の婚姻関係に入っているといわれる。(しかし、子どもの父親と結婚したケースはわずか1%にすぎない。)

婚姻届を出したものを除いては、未婚の母のどのくらいが同棲—内縁関係にあるのかを調査し、くわしい数字を出すことは事実上非常にむつかしい。何故ならプライバシーに関することであると同時に、Supplementary Benefits をはじめとする社会保障の適用条件の問題が介入してくるからである。

## II

未婚の母の経済状態は、「父親のいない家族」の中では夫と別居中の妻に次いで貧困であり、1968年の Supplementary Benefits の支給を受けた女子18万人のうち夫と別居中のもの8万5千人、未婚の母は4万3千人であった。

働いている場合でも、未婚の母の大部分は20歳前後の若さである上に、男女の賃金格差が未だに大きく、たとえば1969年(10月)における男子のブルーカラーの平均賃金は週24ポンド12シリング6ペンスであったが、これに対する女子の賃金は週12ポンド2シリングで、男子の2分の1にしかならない。女子の4分の3は週10ポンド以下であった。

子どもの父親からの養育費も考えられるが、認知の手続きを法廷でしなければならないし、たとえ認知されても養育費の平均額は週2ポンド10シリングにすぎない。養育費の送金を怠った場合には、給料の差し押さえ、あるいは禁固刑という法律も存在しているのであるが、半年以内に約4分の1、1年以内で半数近くが、そして2年も経つと4分の3のものが

送金を止めてしまうというのが実情である。

そこで考えられるのが国家からの現金給付——社会保障であるが、未婚の母に適用される代表的なものを挙げてみると、

- (1) Supplementary Benefits : 週5ポンド20ペンス (=5ポンド4シリング)
- (2) Maternity Grant : 25ポンド
- (3) Maternity Allowance : 出産予定日の11週前から18週間、週5ポンド
- (4) Family Allowance : 第2子から週90ペンス (=18シリング)、第3子からは週1ポンド
- (5) Family Income Supplement : 第1子からで最高支給額は週4ポンド、最低額は週20ペンス (=4シリング)。

1971年8月3日から実施された新しい制度で、Supplmentary Benefits と異なりパートタイムという受給資格制限もなく、また Family Allowance から除外されていた第1子を含むという2点から、父親のいない家族とくに未婚の母と子の家族にとって有利と考えられている。

Prescribed amounts を、子ども1人の

家族の場合週18ポンドとみなし、第2子から子どもが1人増す毎に週2ポンド増となる。

以上の外に、未婚の母と子にも関係ある社会サービスとしては、

(1) Welfare Milk : 学齢期前の子どもが2人以上いる母親で妊娠しているものおよびその子どもたちに対して週7ペイントの牛乳あるいは粉乳1箱が無料で支給される。また supplementary benefit family income supplement を受けている家族の場合は、学齢期前の全ての子どもと妊娠中の母親に無料である。

認可されている保育所に通っている子どもたちには、毎日3分の1ペイントの牛乳が無料で与えられる。

(2) Welfare food : 妊娠中の母親、学齢前の子ども、低所得家族を対象とした牛乳およびビタミン剤、ジュースの無料給付で、妊娠中の母親、子どもには牛乳あるいは粉乳、子どもには濃縮オレンジジュース、肝油またはビタミンA、C、Dのドロップ。母親にはビタミンA、

C, Dの錠剤、濃縮オレンジジュースがやはり無料である。

- (3) **処方箋料**：1971年4月から処方箋料は20ペンス（=4シリング）となったが、15歳以下の子ども、65歳以上の老人、妊娠中あるいは1歳未満の子どもをもった母親は無料である。
- (4) **歯科医の治療費**：16歳未満のものおよび妊娠中の母親、1歳以下の子どもをもった母親は無料となっている。

### III

未婚の母にとって、最も深刻な問題は住居である。イギリスには1918年に創設された“National Council for the Unmarried Mother and her Child”（全国未婚の母と子協議会）、略称NCUMCというボランタリー団体があって、未婚の母と子の福祉、法律上の地位の向上のための活動の中心となっているが、そこに寄せられる未婚の母からの相談で第1位を占めているのは住宅問題である。たとえば、1970年1月中にNCUMCが受け取った手紙の中には、次のような場合もある。

「私は22歳で、2ヶ月になる子どものも母親です。現在、兄夫婦のアパートに同居していますが、私に子どもが生まれて以来、すべてについて義姉とうまく行きません。退院後3週間目にも、義姉から「陽気になれないで、めそめそしているのなら48時間以内にここを出て行きなさい」と言われたことがあります、その時はクリスマスの時だったので家さがしもできなかったのです。以後、姉夫婦の気に入るよう努力しましたが、互いに気まずくなるばかりです。住み込みの家政婦の仕事もやってみましたがうまく行かず、家賃の安いアパートもみつかりません。私は子どもが少くとも2歳になるまでは、一緒に暮したいと思います。」未婚の母の半数以上は出産前あるいは出産時においては、自分の両親または親類の家に同居していると言われている。またこの時点では友人との共同生活も比較的トラブルなしに行くのであるが、この手紙にもみられるように、問題が出てくるのは子どもが生まれてからである。両親の家族と一緒に住むことは、父親のいない子どもにとって、家族的霧

團氣を与える点でも、経済的にも未婚の母にとって望ましいのであるが、祖母（子どもにとって）と母親との関係は、祖母が子どものしつけや世話を若い母親に任せない場合には、やはりトラブルの原因となり両親の元を離れて独立することが迫られるのである。

しかし、未婚の母と子の住宅さがしが困難であることの大きな理由は、父親のいる家族と異って母親が働きに出なければならない。そこで子どもを預ける必要が出てくるのであるが、保育所が近くにあって、家賃も手頃であるという住居を見つけることは容易ではない。その上に母親の勤務時間と保育所の開いている時間との関係がある。保育所の時間とうまく合わないために、フルタイムからパートタイムに、あるいは給料の低い仕事へと止むなく変らざるを得ない場合も少なくないである。

このような未婚の母の住宅事情に対して福祉サービスはどうなっているだろうか。まず母子ホームが考えられる。1966年度における母子ホーム数は、約200カ所であったがその中、National Health Service Actに基づき、

地方自治体から財政援助を受けるボランタリーグループのものが172カ所を占めている。しかし、母子ホームの入居者は減る一方で1968年から70年の2年間に50のホームが閉鎖されている。

保育所については、1969年において地方自治体によるものは444カ所、民間のものが8,159カ所であるが勿論これでは需要をみたすところまでは至っていない。

母子ホームの人気は落ちているが、保育所の数も足りないということで考えられているのが‘Short-Stay Housing Scheme’と呼ばれる短期間用の母と子のための住宅施策である。短期間といっても、出産をすませて退院してから子どもが2歳になるまでの2年間から小学校に子どもが入学するまであるいはそれ以上といった所もみられる。

定員は10人程度で、独立した各部屋は炊事器具、冷蔵庫、ベッド、洋服ダンスなどの家具つきで、浴室、便所、洗濯機などは共同、シーツやおしめ類は無料で支給している所が多い。保育所は必ず附属している。また速記をはじめとして職業訓練のための夜間クラス

を設けている。家賃は週2~3ポンドであるが地方自治体が一部あるいは全額負担する場合もある。このような‘Short-Stay Housing Scheme’は英國国教会のHousing TrustやNational Housing Federationなどを中心として、現在60をこえる計画が実施に移されている。

しかし、未婚の母とその子どもが他の家族との差別意識なしに新しい人生のスタートを始めるためにも、本当に問題となるのはこのような保護施設を出て、一般の住民と変りなく生活できる住居である。それには、Cullingworth委員会が1969年度の報告書で述べているように「市営住宅の入居者選考にあたっても、未婚の母や内縁関係にあるものに対して道徳的な判断を加えることなしに、市民としての公平な権利を認める」ことは、地方自治体だけではなく、民間アパートの家主にも広く望まれていることである。

#### IV

未婚の母に関する問題点として最近クローズアップされてきたのは、16歳未満の未婚の

母が増加の傾向にあることである。

未婚の母を年齢別にみると、1969年において20~24歳が23,135人で最も多く、ついで16~19歳の20,161人であるが、15歳~11歳で1,465人となっている。中絶法による人工流産の1,213件を加えると15歳~11歳の婚姻外妊娠は2,678件となる。

これらの16歳未満の若い未婚の母親たちの問題でまず考えられるのが、義務教育が妊娠や出産によって妨げられることである。(イギリスの義務教育年限は16歳である。) NCUMCの扱った304人のうち妊娠中も就学しているものは50人にすぎなかった。教育科学局の統計でも、206人中出産後に復学したのはわずか51人である。しかし教育機関を併設している未婚の母と子のホームは、宗教団体などが経営しているごく少数にかぎられていることから、地方自治体でも出産までの間は家庭教師を派遣するとか、母子ホームに義務教育機関を設けるなど正式の学校教育が妊娠中あるいは出産後も中断されないような対策の検討が急がれている。

経済的な面でも、義務教育過程にある以上

仕事をもっていないことは勿論であるが、社会保障の受給資格も非常に制限されてしまう。supplementary benefits も彼女の家族がすでに受けている場合は適用されず、また正式に退学してしまうとその家族がもらっていた family allowance の支給も停止される。ただ新しく発足した family income supplement には年齢制限が設けられていないことから、わずかに受給者が生じる可能性が考えられる。子どもの父親からの送金にいたっては、さらに期待できない。

しかしながら福祉活動はこれらの年齢層の未婚の母に対してまだ必ずしも積極的とは言えない。管理機関がオーバーラップしていることも原因の一つである。教育、医療関係だけでなく、未成年者ということで児童局、養子の問題では法務局といった具合で、さらには16歳未満の少女との性交渉は犯罪とみなさるので警察までが介入してくる。ソーシャル・ワーカーもそれぞれの機関、たとえば Hospital medical social worker, local authority medical social worker というように所属が異なっている。

次第に結婚年齢も低くなっていく傾向にあるイギリスにおいて、未婚の母の年齢層も今後も低下することが予想され、それに伴う福祉対策、行政機関の問題が国家機関、民間団体を問わず改めて論議されている。

昨年の夏、イギリス最年少の国会議員でありカソリックでもある B. Devlin 嬢が女の子を生んで話題となったのであるが、その際に新聞などで報道された一般市民の意見や、赤ちゃんコンテストで未婚の母の子どもが優勝するなどの事実から察しても、イギリスにおける未婚の母に対する社会の反応は冷たいものではない。福祉施策の方向としても、「道徳的な価値判断とは切り離して考える」べきであり、「市民の権利」「生活権」の問題として捉えることが強調されている。イギリスでは民間の未婚の母と子に対する福祉活動の中で中心的な役割を占めてきたのは英國国教会であるが、教会側は「人間はすべて神の子であり、神の前では何人も平等である」として、この観点からすれば教会の立場と福祉施策の基本原則とは矛盾するものではないとされている。このようなところにもイギリス的

な social service、福祉に対する考え方があるのがわれるようである。

1968年の Seebohm Report (Report of the Committee on Local Authority and Allied Personal Social Services) の勧告に基づいて Redcliffe-Maud Report (Report of the Royal Commission on Local Government in England 1969), Cullingworth Committee の勧告 (Ninth Report of the Housing Management Sub-Committee of the Central Housing Advisory Committee 1969)，さらに未婚の母を含む片親の家族に関する M. Finer 氏を委員長とする委員会の報告など相ついで未婚の母と子の福祉に関する地方自治体への勧告や提案が出されているが、未婚の母の問題は常にその子どもと別々には考えられないであり、また子どもの問題は嫡出子と非嫡出子、相続など法律上の問題もある。さらに性、道徳、結婚、男女同権など社会のあり方、人間の生き方に係ってくる非常に複雑で微妙な問題を数多く含んでいる。したがってイギリスの未婚の母と子に対する福祉施策も、このような観点から眺めることもまた興味深いと思われる所以である。